

公衆電話機設置に係る公募申込みに関する説明書

石川県警察学校の公衆電話機設置について公募方式により公衆電話機設置業者(以下「設置業者」という。)を選定するため、申込みに必要な事項を説明します。

1 公衆電話機の設置場所、種類及び数量

○ 設置場所

石川県警察学校(石川県金沢市小立野1丁目262番地)
本館1階エントランスホール 別添【図面番号5】

○ 種類及び数量

公衆電話機(1台)

2 使用許可期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日(予定)
(以降、最大4年間にわたり1年ごとの更新が可能)

注: 設置期間については保証されたものではありません。施設の都合により更新しない場合もあります。

3 受付期間等

(1) 受付期間

平成29年11月10日(金)～平成29年12月1日(金)

(2) 提出書類

- ア 参加申込書 別添【様式1】
- イ 公衆電話機設置に関する提案書 別添【様式2】
- ウ 国有財産使用金額提案書 別添【様式3】
- エ 誓約書及び役員名簿 別添【様式4及び5】
- オ 公衆電話機等の平図面(設置台も記載すること) 別添【様式6】
- カ 設置する公衆電話機のカatalog等
- キ 全部事項証明書(商業・法人登記簿謄本)(法人のみ)
- ク 官公庁への設置実績を示す資料(契約書(使用許可書)の写し)
- ケ その他参考となる資料

を提出してください。

(3) 申込書等提出先

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県警察本部警務部会計課管財係
電話 (076)225-0110 内線2273

- ・ 受付時間: 土曜・日曜・祝日を除く日の午前9時から午後5時まで
 - ・ 郵送及びFAXによる申込みは受け付けません。
- また、提出された書類は返却しません。

4 設置業者選定方法

申込が複数あった場合は、各施設の国有財産使用許可業者選定委員会において、委員

が提出された書類を総合的に審査し、設置業者を選定します。

○ 審査内容

- ・ 公衆電話機の性能（使いやすさ・バリアフリー対応型等、環境配慮）
- ・ 企業性（官公庁等への実績等）
- ・ サービス（設置許可後における対応等）
- ・ 国有財産使用料として提案する金額（以下「提案額」という。）

5 設置業者の決定

提案額が石川県警察で算定する最低金額（以下「算定額」という。）以上であった応募者について、国有財産使用許可業者選定委員会で審査・選定を行い、適当であると判断した後、設置業者を決定します。

但し、提案額が算定額以上の応募者がいない場合、全ての応募者から再度の提案額の提示を受け、再度の提案額においても算定額以上に達しない場合、国有財産使用許可業者選定委員会において審査を行い、提案額以外の提案内容が適当であると判断した応募者1者と交渉を行い、算定額以上の提案額として提示できれば、当該応募者を設置業者に決定します。

6 条件等

- (1) 設置及び撤去に関する一切の費用は、設置業者において負担すること。
- (2) 設置に際し、必要な設備（電話機台等）を設置すること。
- (3) 設置面積は0.2㎡程度とする。
- (4) 10円、100円硬貨及びテレホンカードが使用できる機種とする。
- (5) 公衆電話機を設置するには、別途、電話機台が必要です。

7 設置業者決定後の提出書類及び提出時期について（参考）

(1) 提出書類（設置業者のみ）

- ア 国有財産使用許可申請書
- イ 付属図面（公募申込み時に提出したもの）
- ウ 賃貸取引事例照会書
- エ 設置する公衆電話機のカタログ等（公募申込み時に提出したもの）

(2) 提出時期

別途連絡します。（12月頃予定）

8 設置及び維持に関する経費について（参考）

設置を許可された場合は、行政財産使用許可に基づく使用料の負担が必要になります。

9 その他

- (1) 公衆電話機の規格等は、公募申込み時に提出したと同一機種としますが、都合により機種を変更する場合は、事前に変更理由を申し出て下さい。

事前申出がなく、公衆電話機の規格等を変更した場合は、設置業者の決定又は使用許可を取り消す場合があります。

(2) 申し込みにあたっての参考として、現在設置されている公衆電話機の利用実績を次表により提示します。

設置施設	種類	年間の電話料金回収実績 (平成28年4月~平成29年3月)
警察学校	公衆電話	28,250円

(注意) 上表は過去の電話料金の年間回収実績を参考に示すものであり、設置後の電話料金回収見込額を保証するものではありません。